

(平成21年8月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの期間及び60年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和53年1月から同年3月まで
② 昭和60年7月から同年9月まで
③ 昭和61年12月から平成3年9月まで
④ 平成5年1月から同年3月まで

会社を退職した後、昭和49年10月ごろ、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきたので、申立期間が未納となっていることは納得できない。なお、申立期間①は集金、②は口座振替、③及び④は郵便局若しくはコンビニエンスストアで納付したと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間直後の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料を4回に分けて、過年度納付していることが、社会保険事務所が保管している領収済通知書により確認でき、この過年度納付の最後の納付日である54年12月31日時点においても、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であることから、申立期間について、保険料を納付書により納付したものとみても不自然ではない。

また、申立期間②については、3か月と短期間であるとともに、申立人は、A市が保管している国民年金収滞納リストから、遅くとも昭和59年4月には口座振替により納付を開始していることが確認でき、申立期間直後の60年10月から61年11月までは、同収滞納リストにおいても、口座振

替による納付が確認できるにもかかわらず、申立人が口座振替を行っていたとする金融機関に照会したところ、当該期間の国民年金保険料は、引き落とされていないとの回答が有り、同市と金融機関との記録に齟齬がみられるなど、申立期間について、記録管理に不備があった可能性がうかがわれる。

一方、申立期間③及び④について、申立人は、納付書で郵便局若しくはコンビニエンスストアで納付していたと主張しているが、A市の国民年金収滞納リストでは、申立期間は未納と記載されている上、郵便局では、早くとも昭和63年度までは、現年度分の国民年金保険料を納付できず、コンビニエンスストアでは、当時、保険料の収納を取り扱っていないことから、申立内容とは符合しない。

また、申立期間③及び④については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの期間及び60年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 1234

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年3月から57年3月まで

私は、昭和44年にA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、2、3か月分を納付期日までに集金人、B区役所、銀行などで納めてきた。平成19年には免除されていた期間について92万1,640円を追納しており、保険料を納付していない期間があれば納めていたはずである。申立期間について、未納となっていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までについては、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、57年3月に払い出されていることが社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、このころに申立人は国民年金の加入手続を行ったものと推認される。A市が保険料の収納状況等を記録している国民年金収滞納リストでは、当該期間は「未納」と記載されているが、社会保険事務所が保管している特殊台帳の昭和56年度摘要欄に被保険者からの申出により発行したものと考えられる「納付書」の押印が確認されることから、納付書の交付を受けた申立人が当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和44年3月から56年3月までについては、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された57年3月の時点では、当該

期間の一部は既に時効により納付できない期間であり、当該期間の国民年金保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない上、A市が保管している国民年金収滞納リストでは、51年4月から56年3月までは「登載なし」と記載されており、同市では申立人を被保険者として管理していなかったことから、申立人は当該期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年4月から45年3月まで

私は、昭和41年5月にA市B区役所に婚姻届を提出したときに国民年金の加入手続も行った。申立期間の国民年金保険料は、二女出産のためC市の自宅からA市の実家に行くため、保険料を当分納付できないことを集金人に相談したところ、後でまとめて納付すればよいとのことであった。出産後にC市の自宅に帰った半年か1年後に集金人に来てもらい、夫の分と二人分の保険料をまとめて納付し、茶色の国民年金手帳に検認を受けた。納付しているはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和40年度以降、申立期間及び第3号被保険者期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和43年5月の二女出産後に自宅に戻った半年か1年後に申立期間の国民年金保険料を集金人にまとめて納付したとしており、当時、C市では、集金人が過年度保険料を取り扱っていたことが確認できることから、申立人は、申立期間の保険料を集金人に納付したとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から45年3月まで

申立期間当時、私は、A区B町に住んでおり、C出張所まで約17kmを山越えて歩いて行くのが大変だったため、同地区では市政協力員が町内全員の国民年金保険料を1年分一括して集金し、同出張所へ納めに行き、領収印を押印してもらった年金手帳を受け取って、各個人に返していた。申立期間が未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と比較的短期間であるとともに、申立人夫婦は、国民年金制度発足直後に国民年金の加入手続を行い、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、地区の市政協力員に国民年金手帳と保険料を渡し、同協力員がC出張所で納付し、国民年金手帳に領収印の押印を受けた後、同手帳を返してもらっていたとしており、D市では、当時、A区E地区の保険料集金を、地区の自治会等に委嘱していたことから、申立内容と符合し、申立人の申立内容は、基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで

申立期間当時、私は、A区B町に住んでおり、C出張所まで約17kmを山越えで歩いて行くのが大変だったため、同地区では市政協力員が町内全員の国民年金保険料を1年分一括して集金し、同出張所へ納めに行き、領収印を押印してもらった年金手帳を受け取って、各個人に返していた。申立期間が未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と比較的短期間であるとともに、申立人夫婦は、国民年金制度発足直後に国民年金の加入手続を行い、申立期間、平成3年3月及び第3号被保険者期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、地区の市政協力員に国民年金手帳と保険料を渡し、同協力員がC出張所で納付し、国民年金手帳に領収印の押印を受けた後、同手帳を返してもらっていたとしており、D市では、当時、A区E地区の保険料集金を、地区の自治会等に委嘱していたことから、申立内容と符合し、申立人の申立内容は、基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間②については、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和39年4月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月1日から38年7月1日まで
② 昭和39年1月20日から同年4月1日まで

申立期間を含めて27か月間、A株式会社で勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録は昭和38年7月1日から39年1月20日までの6か月となっている。申立期間は確かに勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、社会保険庁の記録によると、申立人のA株式会社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和39年1月20日となっているが、申立人は、子供が小学校に入学する同年3月31日まで当該事業所に勤務したので、それまでの間は厚生年金保険の被保険者であったと主張している。

また、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、申立人を含む12人の被保険者の資格喪失の処理が昭和42年4月の時点において、1年から2年間の遡及した処理が行われたことがうかがえる上、申立人については、資格喪失日である39年1月20日以後の同年10月及び40年10月に標準報酬月額の定時決定の記載があることから、遡って資格喪失の処理がなされたと判断される。

さらに、当該事業所は昭和 43 年 5 月 23 日に適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は既に亡くなっているため、当該事業所に当時勤務していた事業主の長男に照会したところ、当時は社会保険の事務を担当していた者が不在の期間もあり、社会保険の事務が大変混乱していたため、社会保険の事務手続に不備があったかもしれないが、A株式会社が倒産する（登記簿によると、昭和 40 年 4 月 21 日）までは給与計算の事務は正常に行われていたため、申立期間については、給与から厚生年金保険料を控除していたはずである旨の回答であった。

ちなみに、社会保険事務所の当該事業所に係る被保険者名簿では、申立期間前後の時期から、適用事業所でなくなるまでの期間において、算定基礎届が提出されなかったために、社会保険事務所が職権により報酬決定を行ったことを示す^②の記載が、複数の被保険者の記録に見られることから、当時、適正な届出が行われていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立人の主張する資格喪失日である昭和 39 年 4 月 1 日まで厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 38 年 12 月の記録から 2 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付したか否かについては、事業所は既に解散しており、倒産後に事業を引き継いだ事業主の長男は、当時の資料等を保管しておらず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間^①について、申立人は申立期間においてA株式会社に勤務していたことから厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主の長男に照会したところ、申立人についての勤務の実態及び厚生年金保険料の控除の状況については記憶しておらず、当時の資料等も保管していないため、不明である旨の回答であり、申立期間に係る申立の事実を確認することはできない。

また、申立人の弟が、申立人が当該事業所において廃金属回収業務に運転助手として従事していた際と同僚の運転手として名前を挙げている 2 人は、社会保険庁の記録において所在が不明であり、同庁の記録において当該事業所に当

時勤務していた被保険者のうち、唯一事情聴取できた者は、申立人が従事していた業務については記憶していたが、申立人の氏名は記憶しておらず、申立人の申立期間①における勤務の実態について供述を得ることはできなかった。

このほか、申立期間①について、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成17年8月から18年8月までの期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、標準報酬月額を申立期間のうち、17年8月は24万円、同年9月から18年8月までについては26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成17年8月から18年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月16日から20年9月29日まで
申立期間について、給与の支給額と社会保険庁の標準報酬月額の記録が合っていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間のうち平成17年8月から18年8月までの標準報酬月額については20万円と記録されている。

しかし、申立人が所持する給与明細書及び申立てに係る事業所の破産管財人が保管している賃金台帳により、当該期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であって、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額及び報酬月額から、申立期間のうち平成17年8月は24万円、同年9月から18年8月までについては26万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額の引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、その結果、社会保険事務所は、給与明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成18年9月1日から20年6月30日までについては、給与明細書及び賃金台帳に記載されている厚生年金保険料控除額は、社会保険庁の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料控除額とほぼ一致しており、また同年7月1日から同年9月29日までについては、厚生年金保険料が控除された事実は確認できないことから、いずれも記録の訂正は行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年5月から18年8月までの期間について社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額については36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成15年5月から18年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月21日から20年11月8日まで
申立期間について、給与の支給額と社会保険庁の標準報酬月額を比べると、社会保険庁の記録における標準報酬月額が低くなっているため、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、標準報酬月額について、申立期間のうち平成15年5月から17年8月までは18万円、同年9月から18年8月までは20万円と記録されている。

しかし、破産管財人である弁護士が保管する賃金台帳により、当該期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき計算された保険料額より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、貸金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額と報酬月額から、申立期間のうち平成15年5月から18年8月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額の引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、その結果、社会保険事務所は貸金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち平成7年9月21日から15年4月30日までの期間については、貸金台帳の資料が保管されておらず、他の同僚が当該期間の一部の給与明細書を所持しているが、給与支給額と控除額からみた標準報酬月額は社会保険庁の記録と一致していることもあり、申立人が主張する標準報酬月額の相違の事実については確認できない。

一方、申立期間のうち平成18年9月1日から20年11月8日までの期間については、当該事業所を管轄する社会保険事務所が破産管財人に対し調査した上で、既に社会保険事務所の職権により21年2月19日に申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正処理を行っている。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年5月から17年5月までの期間については、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のうち15年5月から同年8月までは20万円、同年9月から16年8月までは22万円、同年9月から17年5月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成15年5月から17年5月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月16日から17年6月16日まで
② 平成16年12月15日

申立期間について、給与の支給額と社会保険庁の標準報酬月額を比べると、社会保険庁の記録における標準報酬月額が低くなっているため、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、標準報酬月額については、申立期間①のうち平成15年5月から17年5月までは9万8,000円と記録されている。

しかし、申立人が所持する給与明細書及び破産管財人である弁護士が保管する賃金台帳により、申立期間のうち平成15年5月から17年5月までの期間において、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき計算された保険料額より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であって、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額から、申立期間①のうち平成15年5月から同年8月までは20万円、同年9月から16年8月までは22万円、同年9月から17年5月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額の引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、その結果、社会保険事務所は給与明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち平成14年10月16日から15年4月30日までの期間については、給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険事務所の記録上の標準報酬月額は一致していることから記録の訂正は行わない。

また、申立期間②について、賃金台帳から平成16年12月15日に賞与が支給されていることが確認できるが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されている事実は確認できないことから、記録の訂正は行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和30年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年4月から同年9月までは5,000円、同年10月から31年9月までは6,000円、同年10月から32年9月までは7,000円、同年10月から34年9月までは9,000円、同年10月から35年9月までは1万円、同年10月から36年9月までは1万2,000円、同年10月から同年12月までは1万4,000円、とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月26日から37年1月10日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間の96か月間について未加入になっていることが分かった。この間は、昭和29年1月にA株式会社に正社員として入社し、以後継続して勤務していた期間であり、当該期間も含めて同社に勤務していたことは間違いない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてA株式会社に正社員として勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同じ織機の修理に従事していた、当時の2人の同僚は、申立人は申立期間の当時、上司又は先輩であり、申立人の厚生年金保険料は控除されていたはずである旨の供述をしている。なお、社会保険事務所の記録では、申立人は昭和37年1月10日に厚生年金保険の被保険者となっているが、当該2人の同僚は、申立人よりもそれぞれ4年、又は約7年も早く被保険者資格を取得しており、同年10月の定時決定における標準報酬月額を比較すると、申立人の標準報酬月額が当該2人の同僚より高くなっていることが確認できる。

さらに、複数の元役員は、申立期間当時、当該事業所の従業員はすべて正社員であり、全員が厚生年金保険に加入していた旨の供述を行っている。

加えて、当該事業所の後の代表取締役であり、当時の事業主の妻は、申立期間において申立人が厚生年金保険に加入していないのは、申立期間当時、当該事業所は間違い無く申立人に係る厚生年金保険料を控除していたが、厚生年金保険の手続をしていたB健康保険組合の担当事務員の不手際のためであった旨の供述をしている。

また、当時の経理担当者は、雇用保険と社会保険の加入手続は同時に届出をしていたと思われる旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和30年4月1日から37年1月9日までの期間について、申立人は厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所に勤務し申立人と同様の業務に従事していた同僚の記録から、昭和30年4月から同年9月までは5,000円、同年10月から31年9月までは6,000円、同年10月から32年9月までは7,000円、同年10月から34年9月までは9,000円、同年10月から35年9月までは1万円、同年10月から36年9月までは1万2,000円、同年10月から同年12月までは1万4,000円、とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、既に亡くなっており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、資格の取得に係る届出や厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても社会保険事務所が処理を誤ったとは考え難いことから、事業主が昭和37年1月10日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る30年4月から36年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和29年1月26日から30年3月31日までの期間については、同僚は「申立期間当時は試用期間があった。」と供述していること、及び当時の経理担当者は「雇用保険と社会保険の加入手続は同時に届出をしていたと思われる。」と供述していることから、入社と同時に厚生年金保険の加入手続が行なわれていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年5月から同年11月までの期間及び16年1月については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のうち15年5月から同年9月までの標準報酬月額については24万円に、同年10月は20万円に、同年11月は18万円に、16年1月は16万円と訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年5月1日から20年11月8日まで
平成15年5月から20年11月までの社会保険庁の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う額となっていないので、調査して標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間のうち、平成15年5月から17年8月までの標準報酬月額については15万円と記録されている。

しかし、申立人が所持している給与明細書及び当該事業所の破産管財人が保管する賃金台帳により、当該期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき計算された保険料額以上の保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の

報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳から、申立期間のうち平成15年5月から同年9月までの標準報酬月額については24万円に、同年10月は20万円に、同年11月は18万円に、16年1月は16万円と訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額の引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、その結果、社会保険事務所は給与明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成15年12月1日から同月31日及び16年2月1日から19年8月31日までの期間については、社会保険庁の標準報酬額の記録よりも、給与明細書又は賃金台帳に記載されている厚生年金保険料控除額から算出した標準報酬月額が同額以下であることから、記録の訂正は行わない。

また、申立期間のうち平成19年9月1日から20年11月8日までの期間については、社会保険事務所の申立てに係る経過の説明書及び社会保険庁の記録によると、当該事業所が倒産した情報を得たため、その後、当該事業所の破産管財人に対し調査をした上で、既に社会保険事務所の職権により21年2月19日に申立人の実際の給与に見合う標準報酬月額に訂正処理が行われている。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年5月から16年8月までの期間については、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のうち15年5月から16年8月までの標準報酬月額については38万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、16年12月15日は1万3,000円に、17年7月16日は1万9,000円に、同年12月16日は1万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成15年5月から16年8月までの期間、16年12月、17年7月及び同年12月の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年5月1日から16年9月1日まで
② 平成16年12月15日
③ 平成17年7月16日
④ 平成17年12月16日
⑤ 平成18年8月4日
⑥ 平成18年12月15日
⑦ 平成19年7月26日

私は、株式会社Aで勤務していたが、平成15年5月1日から16年9月1日までの社会保険庁の標準報酬月額は、実際に受け取っていた給与額から控除されていた厚生年金保険料額に見合う額となっていないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間①の標準報酬月額については18万円と記録されている。

しかし、申立人が所持している給与明細書及び当該事業所の破産管財人が保管する賃金台帳により、当該期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき計算された保険料額以上の保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額から、平成15年5月から16年8月までの期間については、標準報酬月額を38万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間②、③及び④に支給された賞与については、社会保険庁に記録が無いが、賃金台帳から、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月15日は1万3,000円、17年7月16日は1万9,000円、同年12月16日は1万4,000円に、標準賞与額の記録を訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額の引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与に係る保険料の事業主による納付の義務の履行については、事業主が社会保険事務所に届け出たにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所がこれを記録しないとは考え難いことから、事業主は賞与支払い届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は給与明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑤、⑥及び⑦に支払われた賞与については社会保険庁の標準賞与記録と、当該事業所の破産管財人が保管する賃金台帳に記載されている保険料控除額から算出した賞与支給額が一致していることから、記録の訂正は行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、標準報酬月額を申立期間のうち平成15年5月から16年6月までについては47万円、同年7月から18年8月までについては24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年5月1日から18年8月31日まで
申立期間について、給与明細書の総支給額と社会保険庁の標準報酬月額の記録が合っていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の標準報酬月額は、申立期間のうち平成15年5月から16年8月までは18万円、同年9月から17年8月までは9万8,000円、同年9月から18年8月までは11万8,000円と記録されている。

しかし、申立人が所持する給与明細書及び申立てに係る事業所の破産管財人が保管する賃金台帳により、当該期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であって、これ

らの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額及び報酬月額から、申立期間のうち平成15年5月から16年6月までについては47万円、同年7月から18年8月までについては24万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所の社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額の引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、その結果、社会保険事務所は、給与明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（後にB株式会社に名称変更）における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月23日から同年4月1日まで

私は、A社に昭和46年4月1日から49年3月31日まで勤務し退職したが、社会保険庁の厚生年金保険被保険者の加入期間が同年3月23日付け資格喪失となっているので、調査の上訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述により、申立人はA社に昭和49年3月31日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、退職するまで勤務形態、業務内容等に変更はなかったと供述している。

さらに、申立期間当時、当該事業所において人事及び総務の担当者であった者は、雇用保険と社会保険の担当者は同一人であり、雇用保険の離職日と厚生年金保険の資格喪失日が相違することは考えられないと供述している。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和49年3月の標準報酬月額については、社会保険事務所の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の同年2月の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

なお、当該事業所が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は平成 14 年 4 月 1 日付け合併により解散しており、合併後の C 株式会社に照会しても、合併前の資料は引き継いでいないため不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおり昭和 49 年 4 月 1 日付け被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和47年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年5月から同年9月までは8万円、同年10月から51年9月までは11万円、同年10月から53年10月までは9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月1日から53年11月1日まで

A社において、会社が厚生年金保険の適用事業所となる前から保険料を控除されていた。

厚生年金保険料の控除の記載のある給与明細書を同僚が所持しているため、厚生年金保険料の控除が始まった時から、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚が所持している給与明細書及び複数の同僚が「申立人は私と同じ建築板金職人であり、昭和47年5月から申立人も給与から厚生年金保険料を控除されていた。」と供述していることから判断して、申立人が申立期間においてA株式会社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と勤務実態等を同じくする同僚の記録から、昭和47年5月から同年9月までは8万円、同年10月から51年9月までは11万円、同年10月から53年10月までは9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間当時において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかった（現在の社会保険庁の記録では、当該事業所の元同僚からの別件申立てについて既に当委員会で決定したあっせん案の報告による平成20年12月18日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんに基づき、新規適用事業所となった日が昭和47年5月1日に訂正されている。）と認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月 1 日から同年 8 月 5 日まで

申立期間について、社会保険庁の厚生年金保険の記録では、給与明細書等に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が記録されていない。調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している「労働条件通知書（雇用契約書）」及び「平成 18 年 6 月給与明細一覧」によれば、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、社会保険事務所の保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によれば、事業主が上記「労働条件通知書（雇用契約書）」及び「平成 18 年 6 月給与明細一覧」に記載されている基本給（118 万 3,333 円）を申立人の報酬月額として届け出たことが確認できるところ、「標準報酬月額」欄には 11 万 8,000 円と記載されている。

これらを総合的に判断すると、事業主は申立人の報酬月額を 118 万 3,333 円として届け出たが、社会保険事務所が標準報酬月額を誤って 11 万 8,000 円と決定したことが認められることから、申立人の標準報酬月額を申立期間当時の最高等級である 62 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

昭和44年3月から、B株式会社に継続して勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、同社C工場から同社D工場へ転勤した際の記録が抜けているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人が所持している給与明細書及びB株式会社が提出した「在籍期間証明書」から、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額及びA株式会社に係る昭和44年5月の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の転勤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

昭和44年4月から、B株式会社に継続して勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、同社C工場から同社D工場へ転勤した際の記録が抜けているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB株式会社が提出した「在籍期間証明書」から、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年5月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の転勤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社B工場(現在は、改組してC株式会社)における資格取得日は、昭和24年8月24日、資格喪失日は、30年12月27日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額は、昭和24年8月から26年1月までは4,500円、同年2月から同年9月までは6,000円、同年10月から29年4月までは8,000円、同年5月から30年9月までは1万2,000円、同年10月及び同年11月は1万4,000円とすることが妥当である。

また、申立人のA株式会社D工場における資格喪失日は、昭和24年8月24日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月23日から30年12月27日まで
私は、昭和21年5月1日にA株式会社に入社し、50年9月21日に退社するまで継続して勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、同社D工場から同社B工場に異動し勤務していた期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、現在の事業主が保管する申立期間当時の厚生年金保険被保険者名簿及び複数の元同僚の供述により、申立人が昭和21年5月1日から50年9月21日までA株式会社に継続して勤務し(昭和24年8月24日にA株式会社D工場から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険事務所の保管するA株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名及び生年月日が一致する昭和24年8月24日から30年12月27日までの期間の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険記録が確認できたことから、同被保険者名簿の更新の際に欠落し、統合されなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA株式会社B工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日を、昭和24年8月24日とすることが妥当である。

なお、標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険記録から、昭和24年8月から26年1月までは4,500円、同年2月から同年9月までは6,000円、同年10月から29年4月までは8,000円、同年5月から30年9月までは1万2,000円、同年10月及び同年11月は1万4,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、A株式会社D工場における資格喪失日は昭和24年8月23日と記録されている。

しかし、申立人はA株式会社B工場に異動するまでは同社D工場に継続して勤務していたと供述しており、雇用保険の記録も継続していること及び申立人と同時期にA株式会社E工場から同社B工場に異動した元同僚は、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録に空白期間は生じていないことから判断すると、申立人の同社D工場における資格喪失日は昭和24年8月24日と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和60年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月1日から61年2月1日まで

昭和60年9月30日にB株式会社が廃業となり、同社の営業部と企画部の部長が2つの会社を起業したので、私はそのうちの一つの株式会社Aに同年10月1日から転職した。申立期間について厚生年金保険料を徴収された給料支払明細書を保管しているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書、事業主及び複数の同僚の供述から、申立人は申立期間に株式会社Aに勤務していたことが確認でき、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書の厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は履行していないと回答していることから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和60年10月から61年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から51年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年1月から51年4月まで

私が20歳になった際、母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。両親は共に昭和36年4月から国民年金に加入しており、私だけが未加入とは考えられず、納付の記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった際、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の婚姻後の昭和50年4月に払い出されており、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認され、この時点において、申立期間の一部は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付、過年度納付及び現年度納付によることとなるが、申立人からは、さかのぼって保険料を納付したとの主張は無い上、申立人が所持している50年4月7日付け発行の国民年金手帳の昭和49年度及び50年度の国民年金印紙検認記録欄には検認印が無く、納付書による納付方法となった昭和51年4月についても、A市が国民年金の加入状況、保険料の収納状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて未納と記載されていることから、現年度保険料についても、納付しなかったものとみるのが相当である。

また、申立人の母親若しくは申立人が、申立期間の国民年金保険料を納

付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から61年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から61年11月まで
自営業を始めたので、昭和55年10月ごろ、妻が私の国民年金の加入
手続を行い、申立期間の国民年金保険料についても、妻が自分の保険料
と一緒に納付してくれていた。
申立期間について、妻は、国民年金保険料の納付記録が有るのに、私
の記録が無いのは納付できない。記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自営業を始めたのを契機に、昭和55年10月ごろ申立人の妻
が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料についても、
自身の保険料と一緒に納付してくれていたと主張している。しかしながら、
保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、申立人の妻については、
52年6月に払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民
年金手帳記号番号払出簿から確認できるのに対し、申立人の同手帳記号番
号は払い出された形跡が無く、申立人について、氏名を複数の読み方で検
索しても該当者はおらず、同手帳記号番号が払い出されていたことをうか
がわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、平成10年7月以降分について国民年金保険料を納付し
ている記録が有るが、この納付は厚生年金保険の被保険者記号番号が付番
された基礎年金番号で行われており、基礎年金番号が導入された9年1月
以前は、同番号では申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられ
る。

さらに、申立人の妻若しくは申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年8月から同年10月までの期間、57年1月、57年9月から同年12月までの期間及び58年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年8月から同年10月まで
② 昭和57年1月
③ 昭和57年9月から同年12月まで
④ 昭和58年8月

失業中であった昭和53年8月ごろ、長女が病気のため健康保険証が必要となり、A市B区役所で国民健康保険の加入手続を行ったところ、国民健康保険証を交付するには、国民年金保険料を納付しなければならないとの説明を受けたため、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付した。未納となっているのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年8月ごろ国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。しかしながら、申立期間の保険料を納付するには国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人に係る社会保険庁の基礎年金番号情報記録には、申立人の国民年金手帳記号番号の登録は見当たらず、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿にも、申立人が申立期間当時居住していたA市B区において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、申立人に同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月及び4年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月及び4年1月

私が平成3年12月に会社を退職した際、母親がA市B区役所で国民年金の再加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間が未加入期間とされ納付記録が無いのは納付できないので、改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年12月に会社を退職後、申立人の母親がA市B区役所で国民年金の再加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。しかしながら、国民年金の加入状況、保険料収納状況等を記録しているA市の国民年金収滞納リストでは、申立期間は「登載なし」と記載されていることから、同市において、申立人は被保険者として管理されていなかったことが確認でき、このことは、厚生年金保険の被保険者資格を昭和62年7月21日に取得したことに伴い、同日に国民年金被保険者資格を喪失して以降、同被保険者資格を再取得したとの記録が無い社会保険庁のオンライン記録とも一致していることから、申立期間は未加入期間であり、申立人の母親は申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は、国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入状況、納付状況等が不明であり、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周

辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年10月まで
国民年金に任意加入するに当たり、区役所職員の助言に従い、申立期間の国民年金保険料として30万円から40万円ぐらいを3回に分けて区役所で納付し、領収書を3枚もらったと妻から聞いている。

申立期間が未納となっていることに納得できないので、調査してほしい。

(注) 本申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入するに当たり、申立期間の国民年金保険料として30万円から40万円ぐらいを3回に分けて区役所で納付したと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年7月に払い出されていることが社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立人の被保険者資格は同年6月6日に任意で取得していることから、この日に国民年金の加入手続が行われたものと推認され、同年7月から第3回目の特例納付が実施されていた時期であるが、国庫金である特例納付の保険料は市区町村では取り扱うことができず、申立内容は不自然である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の夫は国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入状況、納付状況等が不明

であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1243 (事案 748 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から48年3月まで

前回、申立期間について、父親が私と姉の国民年金保険料を一緒に集金人に納付していたとしていたが、新たに母親の国民年金手帳が見付かり、当時、父親は、私と母親と姉の保険料を一緒に納付していたことを思い出した。なお、父親が集金人に国民年金手帳を3冊出して、ハンコを押してもらっていたことや、当時、昼食後に家族でNHKのドラマ「旅路」を見ていると集金人が訪問し、その度にテレビが見られなくなったことをはっきりと記憶している。改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、同国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の資格取得日及び社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和48年6月ごろに夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大半は既に時効により納付できない期間であり、これを納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない上、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと、ii) 申立人は、申立人の父親が集金人に申立期間の国民年金保険料を申立人の姉の分と一緒に納付していたと主張しているが、申立期間当時、申立人の母親及び姉の国民年金保険料が納付されていることが確認され、申立人は、このことと誤認している可能性もうかがえること、

iii) 申立人は、申立人の父親から国民年金手帳を引き継いだ記憶はないとしているほか、申立人について、婚姻後申立人の夫が申立人の両親と養子縁組するまでの氏名も含めて検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成20年11月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、再申立てにおいて、申立人は、申立期間当時、申立人の父親が集金人に提示していた国民年金手帳は、前回、申し立てていた申立人自身と申立人の姉の2冊ではなく、申立人の母親の同手帳を含め3冊であったと主張し、新たにその母親の国民年金手帳を提出している。

しかしながら、再申立てを受けて、申立期間に係る申立人の母親及び姉の国民年金保険料の納付状況等について改めて調査を行ったところ、申立人の母親及び姉が国民年金保険料を同一日に納付していたことが確認でき、このことは、当委員会の当初の決定において指摘した事実を裏付けるものであり、そのほか当委員会における当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間当時、テレビ番組を家族で視聴しており、その時間帯に集金人が何度も訪問し、その度に視聴を中断されたことも記憶しているとしているが、申立人の母親及び姉の国民年金手帳に押された検認印の日付けから、同番組の放映期間である昭和42年4月3日から43年3月30日までについて確認したところ、集金日と放映日とが一致するのは42年6月1日のみであることが確認できる。

京都厚生年金 事案 970

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 18 日から同年 7 月 20 日まで

私は、平成 7 年 3 月 18 日から 10 年 11 月 5 日まで有限会社 A に勤務したが、厚生年金保険の加入期間を照会したところ、7 年 3 月 18 日から同年 7 月 20 日までの間の厚生年金保険の加入記録が無い。私は、年金の加入期間に空白期間が出来ないように意識して勤務しており、雇用保険の加入記録も 7 年 3 月 18 日からであることを確認しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立期間当時の有限会社 A の事業主の親族の供述から、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは認められるが、事業主に照会しても、当時の賃金台帳等、関連資料は保管されていないため、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

また、上記事業主の親族は、「入社後、厚生年金保険に加入するまでに空白があるのは、当時見習期間があったのではないかと思う。」と供述している上、申立期間に有限会社 A の社会保険事務を担当していた社会保険労務士も、「従業員を採用した場合ただちに社会保険に加入させるよう助言していたが、短期間で退職する従業員も多いため、入社後 2, 3 か月は社会保険に加入させなかったこともあったようだ。」と供述していることから、当時当該事業所では、すべての従業員について入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当時有限会社Aに勤務していた複数の従業員に照会しても、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認するための資料及び供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月 13 日から同年 12 月 25 日まで
自分はA株式会社を退職後すぐ昭和49年5月13日からB株式会社で勤務したのに、資格取得日が同年12月26日になっている。事業主で父であるCが資格取得日を同年5月13日に訂正してもよいと言っているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社の当時の事業主（申立人の父）の供述から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していた可能性はある。

しかし、上記事業主によれば、申立人は入社当時雇用保険の失業給付を受給していたため、申立期間には厚生年金保険に加入させていなかったと供述しているため、申立期間において事業主により申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていた事実は確認できない。

また、当該事業所が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届によれば、資格取得日は昭和49年12月26日と記載されており、これについては社会保険事務所のB株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の資格取得日と一致していることから、当時当該事業所は社会保険事務所の記録どおりに申立人に係る厚生年金保険の資格取得届を提出していたことが認められる。

さらに、申立期間に在籍した従業員に照会しても申立人が当該事業所に勤務していたこと以外、申立てに係る事実を確認することはできなかった。

加えて、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録についても厚生年

金保険の加入記録とほぼ一致している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月1日から平成3年4月4日まで
株式会社Aに監査役兼事務員として勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、国民年金第3号被保険者となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、株式会社Aに勤務していた複数の元従業員に照会しても、申立人を記憶していると回答した者がいないことから、申立人の勤務実態等を確認することはできない。

また、申立期間当時、株式会社Aの社会保険事務を受託していた社会保険労務士は既に亡くなっているため、当該社会保険労務士の長男に照会したところ、「父親が存命中は仕事を手伝っていたが、現在は社会保険労務士業務を廃業しており、関係書類もすべて廃棄処分した。」と回答しており、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和63年12月1日付けで夫の健康保険の被扶養者と認定され、国民年金第3号被保険者となることが確認できることから、申立人の主張をそのまま肯定することはできない。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 44 年 8 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
②昭和 51 年 4 月 1 日から 53 年 12 月 31 日まで
③昭和 54 年 6 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

申立期間①は株式会社Aで通信事務の仕事を、申立期間②はB株式会社で現場作業及び運転手の仕事を、申立期間③はC株式会社に運転手として、それぞれ勤務していた。しかし、社会保険事務所へ照会したところ、申立期間について厚生年金保険被保険者記録は無いとの回答を受けた。これらの期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が述べている申立期間当時の株式会社Aにおける業務内容は具体的であり、申立人が氏名を記憶している元同僚についても、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、株式会社Aに照会したところ、現在の経理担当者は、「勤務期間は5か月であれば、アルバイトとして勤務していたと思われ、アルバイトについては厚生年金保険に加入させない取扱いである。また、申立期間当時の資料は残っていない。」と回答しており、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

また、申立人が記憶している元同僚は、所在不明であり、申立期間当時、

株式会社Aに勤務していた複数の元同僚に照会しても、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできない。

さらに、上記の被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②について、B株式会社の当時の事業主及び元同僚の回答から、申立人は申立期間において、期間の特定はできないものの、当該事業所に勤務していたことは推認できるが、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及び社会保険庁の記録では、当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは、昭和55年4月1日であり、それ以前の申立期間において厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、B株式会社の現在の監査役は、「申立期間当時社長であった現在の会長は、B社は昭和55年1月12日に株式会社となるまでは個人事業であり、厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除していなかったと話している。」と供述している。

さらに、複数の元同僚に照会しても、昭和55年4月にB株式会社が厚生年金保険に加入するまでは国民年金に加入していた旨回答しており、社会保険庁の記録では、当該元同僚は申立期間に係る国民年金保険料を納付済であることが確認できる。

申立期間③について、元同僚の回答から、期間の特定はできないものの、申立人がC株式会社に勤務していたことは推認できるが、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁の記録では、当該事業所は昭和54年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、C株式会社は、昭和54年5月31日に解散しており、当該事業所の元役員は、「申立期間当時の資料は無く、申立人については憶えていない。」と供述しており、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

さらに、上記の被保険者名簿及び社会保険庁の記録では、C株式会社の複数の元同僚についても、昭和54年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

申立期間①、②及び③について、雇用保険の記録においても、申立人が雇用保険被保険者となった記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控

除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月 1 日から同年 12 月 12 日まで
昭和 61 年 4 月から株式会社Aにパート職員として勤務し、同年 5 月から厚生年金保険に加入していた。社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに勤務していた同僚の供述及び同僚が提出した資料から、申立人は申立期間のうち少なくとも一部期間において、パート職員として当該事業所に勤務していたことは推認できる。しかし、当該事業所に照会したところ、当時の関連資料は現存していないと回答しており、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、株式会社Aにおいて、昭和 61 年 12 月 16 日付けで被保険者となり、62 年 2 月 20 日付けで離職していることが確認でき、この雇用保険の被保険者期間は社会保険事務所に記録されている申立人の厚生年金保険被保険者期間とほぼ一致しており、事業主が社会保険事務所に記録されているとおりの資格取得に係る届出を行ったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間については国民年金に加入しており、この間の国民年金保険料はすべて納付されていることから、同時期に厚生年金保険に加入していたとの主張は合理性に乏しい。

加えて、株式会社Aにおける申立期間当時の厚生年金保険加入の取扱いについて、申立人と同様にパート職員として勤務していた同僚は、「昭和60年3月に入社したが、厚生年金保険に加入したのは61年11月からだった。」と供述していること、また、複数のパート職員の同僚は「申立期間当時、パート職員は必ずしも厚生年金保険に加入していなかった。」と供述していることを踏まえると、当時、当該事業所においては、すべての従業員について入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 6 月 7 日から 31 年 7 月 16 日まで
(A生活協同組合)
② 昭和 31 年 9 月 7 日から 37 年 9 月 30 日まで
(A生活協同組合)
③ 昭和 37 年 10 月 1 日から 38 年 7 月 1 日まで
(B会館)
④ 昭和 38 年 7 月 1 日から 41 年 1 月 1 日まで
(A生活協同組合)

A生活協同組合を退職した約 12 か月後に脱退手当金を受給したことになっているが、脱退手当金を受給した記憶はないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、社会保険業務センターが保管する申立人の被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答した年月日である「回答済 41. 11. 17」が記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月 22 日から 42 年 7 月 27 日まで

A 社会保険事務所の窓口で脱退手当金を現金で受け取った。社会保険庁のオンライン記録では、脱退手当金の支給額が 2 万 9,031 円であるが、私が受け取った脱退手当金の金額は、7,000 円前後であったと記憶しているため、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の脱退手当金について、A 社会保険事務所の窓口で現金で受け取ったが、その金額は 7,000 円前後であったと主張しているが、社会保険事務所には、脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、同請求書には、A 社会保険事務所で裁定請求書を受け付け、裁定庁である B 社会保険事務所に回送した旨の付箋及び脱退手当金支給額の算定基礎となる厚生年金保険被保険者記録（回答）が添付されているほか、「43. 5. 29 小切手交付済」の押印が有ることから、申立期間の脱退手当金は国庫金送金通知書により金融機関の窓口で支給されたものと考えられ、現金で社会保険事務所の窓口で受け取ったとする申立内容とは符合しない上、国庫金送金通知書により脱退手当金が支給される場合、金融機関の窓口で脱退手当金の全額を一括して支給することとされており、脱退手当金の一部を社会保険事務所の窓口で現金で支給する処理は行われていなかったことが確認できる。

また、脱退手当金裁定請求書に添付されている厚生年金保険被保険者記録（回答）に記載されている申立人の標準報酬月額、勤務月数などの記録

は、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の記録と一致しており、これを基に申立人の脱退手当金の金額を算定すると2万9,031円となり、社会保険庁のオンライン記録とも一致することから、この金額が支給されたものと考えられる。

さらに、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「43.5.7脱手」の表示が有るなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに申立人が主張する脱退手当金の金額が支給されたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。